

命 令 書 (写)

申 立 人 川崎市

X

執行委員長 X 1

被申立人 海老名市

株式会社 Y

代表取締役 Y 1

上記当事者間の神労委平成29年(不)第28号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成30年10月19日第1650回公益委員会議において、会長公益委員盛誠吾、公益委員浜村彰、同内田邦彦、同林義亮、同小野毅、同高橋瑞穂及び同本久洋一が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人が平成29年7月19日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。
- 2 被申立人は、本命令受領後、速やかに下記の文書を申立人に手交するとともに、同文書を縦1メートル、横2メートルの白色用紙に楷書で明瞭に大きく記載し、被申立人事務所入口付近に、その掲示が明確に識別できるよう毀損することなく10日間掲示しなければならない。

記

当社が、貴組合からの平成29年7月19日付け団体交渉申入れに応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成 年 月 日

X

執行委員長 X 1 殿

株式会社 Y

代表取締役 Y 1

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申立人株式会社 Y (以下「会社」という。) が、申立人 X (以下「組合」という。) から、平成 29 年 7 月 19 日付けで申入れのあった、同社で就業していた X 2 (以下「X 2」という。) の労働問題を議題とする団体交渉 (以下「本件団体交渉申入れ」という。) に応じなかったことが、労働組合法 (以下「労組法」という。) 第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、組合が申し入れた X 2 の労働問題に関する団体交渉に誠意を持って応じること。
- (2) 陳謝文を掲示すること。

3 争点

本件団体交渉申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否か。

第2 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

組合は、いわゆる合同労働組合であり、肩書地に事務所を置き、結審日 (平成 30 年 8 月 6 日) 現在の組合員は 683 名である。

(2) 被申立人

会社は、肩書地に本社を置き、クリーニング業等を営む株式会社である。結審日現在の従業員数は不明である。

2 X 2 の組合加入までの経過

- (1) X 2 は、平成 25 年 3 月から会社に雇用され、海老名市に所在する同社のクリーニング工場で就労を開始した。
- (2) 平成 27 年 11 月頃、会社に X 2 に関する嫌がらせの電話が架かってきたこと等を契機として、X 2 は同年 11 月 16 日に会社を退職した。
- (3) X 2 は、平成 27 年 11 月 24 日、組合に加入した。

3 本件団体交渉申入れまでの経緯

- (1) 組合は、平成 28 年 2 月 6 日付け「組合加入通知書及び団体交渉要求書」 (以下「28. 2. 6 団交要求書」という。) を会社に送付し、会社

に対して、平成 28 年 3 月 1 日午後 1 時半から組合事務所で団体交渉を行うことを要求した。28. 2. 6 団交要求書に記載されている会社名と代表取締役氏名には誤りがあったことから、会社は回答を行わなかった。

【甲 1】

(2) 組合は、平成 29 年 7 月 19 日付け「組合加入通知書・要請書・申告書及び団体交渉要求書」（以下「29. 7. 19 団交要求書」という。）を会社に送付することにより、本件団体交渉申入れを行った。

組合は、29. 7. 19 団交要求書で、会社に対して、平成 29 年 8 月 17 日

午後 1 時から、川崎市産業振興会館において団体交渉を開催することを要求した。

29. 7. 19 団交要求書において、組合が交渉を求めた事項は、① X 2 が合理的な理由もなく、平成 27 年 11 月 16 日に、解雇予告通知なしに解雇された件、② X 2 が最低賃金以下の賃金で、雇用保険未加入、年休未交付の状態ですら就労しており、時間外労働に対する割増賃金も未払いである等、会社が労働関係法令に違反していた件であった。

さらに、組合は、会社に対して平成 29 年 7 月 31 日までに、上記交渉

事項について文書回答することを要求した。

なお、同文書に記載されている会社名や代表取締役氏名等には誤りがなかった。

【甲 2】

(3) 平成 29 年 8 月 10 日頃、本件の会社側補佐人である Y 2 社会保険労務士が組合に架電し、会社は団体交渉には出席しない旨連絡した。

(4) 組合は、平成 29 年 10 月 20 日、当委員会に対し本件救済申立てを行った。

4 本件審査手続きの状況

会社は、第 1 回調査期日（平成 29 年 12 月 14 日）に出廷したが、その後の調査期日には出廷しなかった。

第 3 判断及び法律上の根拠

1 本件団体交渉申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否か。

(1) 申立人の主張

会社は、本件団体交渉申入れを、正当な理由もなく拒否したのであり、これは不当労働行為に当たる。

(2) 被申立人の主張

平成 29 年 8 月 17 日の団体交渉については、先約の用事があったため出席しなかった。事前に理由を説明した上で出席できない旨の連絡をしているのであり、団体交渉そのものを拒否したわけではないため、不当労働行為とはならない。

(3) 当委員会の判断

前記第 2 の 3 (2) で認定したとおり、組合が本件団体交渉申入れにおいて会社に対して団体交渉を求めた事項は、組合員である X 2 の労働条件その他の待遇に関するものであるから、いずれも義務的団体交渉事項に該当し、会社は交渉義務を負う。

しかし、会社は組合に対して、関係者を通じて架電し、団体交渉に出席しない旨を回答する以外に何らの対応もしていない。

また、会社は、先約の用事があったため出席できなかったのであり、団体交渉そのものを拒否してはいない旨を主張するが、組合に対する説明としては不十分であり、また団体交渉開催日時の代替案を提案する等の対応や、組合が要求した文書回答も行わなかった。

このような会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否であり、労組法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為である。

2 救済の方法

前記 1 で判断したとおり、組合の本件団体交渉申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否であるので、主文第 1 項のとおり命じることとする。

また、会社は、団体交渉拒否の理由について十分な主張を行わないまま、第 2 回調査期日以降の本件審査手続きを欠席している。このような会社の態度を併せ考えると、今後も不当労働行為が繰り返されるおそれがあるため、主文第 2 項のとおり命じることとする。

よって、労組法第 27 条の 12 及び労働委員会規則第 43 条の規定を適用し、主文のとおり命令する。

平成 30 年 11 月 29 日

神奈川県労働委員会

会長 盛 誠 吾

④